

## 愛川町まちづくり推進制度運用基準

### 1 趣 旨

この基準は、愛川町自治基本条例（平成 16 年愛川町条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 章の規定に基づき、まちづくり推進制度の運用に関し、必要な事項を定める。

### 2 対 象

本制度の対象となる「まちづくり」は、条例第 2 条に定めるところによる。

### 3 地区の指定

条例第 28 条第 1 項の規定により町が推進地区として指定できる地区は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全・安心・快適なまちづくりを推進することが必要な地区
- (2) 良好な環境や優れた景観を生かしたまちづくりを推進することが必要な地区
- (3) 秩序ある市街地形成のため計画的なまちづくりを推進することが必要な地区
- (4) 基本構想等により、重点的なまちづくりを推進することが必要な地区

### 4 推進地区の公表

条例第 28 条第 2 項及び第 3 項に規定する公表の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町政情報コーナー、町出張所及び町立公民館への資料の掲示
- (2) 町ホームページへの掲載

### 5 推進団体の登録

- (1) 条例第 29 条に規定するまちづくり推進団体（以下「推進団体」という。）については、同条第 1 項の要件を満たさなければならない。

- (2) 条例第 29 条第 2 項の規定による申請は、まちづくり推進団体登録申請書（第 1 号様式）により次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

ア 規約

イ 事業活動書

ウ 活動区域を示す図面（原則として 1/2,500 の地形図）

エ 構成員名簿

オ 条例第 29 条第 1 項の規定による 3 分の 2 以上の同意を得ていることを証する書面

カ その他町長が必要と認めるもの

- (3) 町長は、条例第 29 条第 2 項の申請があった場合は、速やかに当該申請に係る内容を審査し、その適否を決定したときは、申請者に対して、まちづくり推進団体登録決定通知書（第 2 号様式）により、その旨を通知するものとする。

- (4) 推進団体は、申請の内容に変更が生じたときは、申請内容変更届出書（第 3 号様式）により、速やかに町長に届け出なければならない。ただし、変更の内容が軽微なものである場合は、この限りでない。

- (5) 町長は、推進団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消すことができる。
- ア 活動の停止、活動目的の変更その他の理由により推進団体から取消しの申出があったとき。
  - イ 推進団体が解散したとき又は3年以上休眠の状態となっているとき。
  - ウ その他町長が特に必要と認めるとき。
- (6) 町長は、前号の規定により登録を取り消したときは、まちづくり推進団体登録取消通知書(第4号様式)によりその旨を通知するとともに、取り消した旨を公表するものとする。

## 6 協定の締結

- (1) 条例第30条第1項の規定により、まちづくり協定を締結しようとするものは、まちづくり協定締結申請書(第5号様式)により次に掲げる図書を添付して、町長に申請しなければならない。
- ア まちづくり協定書
  - イ まちづくり協定の対象となる一団の区域を示す図面(概ね0.5ha以上)
  - ウ その他町長が必要と認めるもの
- (2) 締結しようとする協定の内容は、総合計画、都市マスタープランその他まちづくりに関する規定に即したまちづくりの実現に寄与するものとする。
- (3) 町長は、第1号の申請があった場合は、速やかに当該申請に係る内容を審査し、その適否を決定したときは、申請者に対して、まちづくり協定締結決定通知書(第6号様式)により、その旨を通知するものとする。
- (4) 町長は、まちづくり協定を締結、変更又は廃止したときは、速やかにその旨を公表するものとする。

## 7 協定の遵守

- (1) まちづくり協定は、町民等の自主的なまちづくりを促進するものであり、推進団体及び町は、当該協定区域内でまちづくりを行うものの理解及び協力を得ながら、当該協定の実効性を確保するものとする。
- (2) 当該協定区域内において、まちづくりに係る申請又は事前相談があった場合は、条例第31条第2項の規定に基づき、関係各課において当該協定を遵守するよう指導しなければならない。
- (3) 前号に掲げるもののほか関係各課においては、適宜、当該協定を遵守するよう指導しなければならない。

## 8 まちづくり支援

- (1) 条例第32条の規定により専門家の派遣を受けようとするものは、まちづくり専門家派遣申請書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。
- (2) 町長は、前号の申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、その適否を決定したときは、申請者に対し、まちづくり専門家派遣決定通知書(第8号様式)により、その旨を通知するものとする。
- (3) 町長は、専門家の派遣を決定したときは、次項に規定する専門家として登録され

た者の中から当該申請内容に適した者を選定し、まちづくり専門家派遣依頼書(第9号様式)により、当該専門家に依頼するものとする。

- (4) 町長は、申請者又は選定された専門家からの申出により、双方了解のうえ、専門家を変更することができる。この場合において、前号に基づき再度選定するものとする。
- (5) 派遣依頼を受けた専門家は、当該業務遂行において知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (6) 専門家の派遣の回数は、年4回を限度とし、派遣期間は、最初に派遣した日から起算して2年以内とする。
- (7) 専門家の派遣を受けたものは、当該専門家と連名により、まちづくり専門家派遣実績報告書(第10号様式)を町長に提出しなければならない。
- (8) 町長は、必要と認めた場合は、派遣した専門家に活動状況の報告を求めることができる。
- (9) 専門家の派遣に要する費用(報償費(旅費を含む。))をいう。以下「派遣費用」という。)は、町が負担する。この場合において、町が負担する費用以外の費用については、申請者の負担とする。
- (10) 派遣費用は、町が当該専門家に直接支払うものとする。
- (11) 町長は、専門家の派遣を受けるものが、推進団体としての要件を欠くに至ったと認めるとき又は次のいずれかに該当すると認めるときは、専門家の派遣の決定を取り消すことができる。
  - ア 申請内容と異なる目的で専門家の派遣を受けようとしたとき。
  - イ 派遣の目的が達成できなくなったとき。
- (12) 町長は、専門家の派遣の決定を取り消した場合は、まちづくり専門家派遣決定取消通知書(第11号様式)により、申請者に通知するものとする。
- (13) 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により専門家の派遣を受けたときは、派遣費用相当額を申請者に請求することができる。
- (14) 条例第32条に規定する「その他必要な支援」とは、まちづくりに関する情報の提供等をいう。

## 9 まちづくり専門家の登録

- (1) 専門家の登録は、次のいずれかに該当する者の中から行う。ただし、本町の職員及び議会議員については、専門家として登録することはできない。
  - ア 都市計画、建築設計、都市景観、都市デザイン等まちづくりに関連する内容について、専門的な知識又は実務経験を有する者
  - イ 農業分野、環境分野その他まちづくり分野に関して、専門的な知識又は実務経験を有する者
- (2) 前号に規定する登録を受けようとする者は、まちづくり専門家登録申請書(第12号様式)により、町長に申請しなければならない。
- (3) 町長は、前号の申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、その適否を決定したときは、申請者に対し、まちづくり専門家登録決定通知書(第13号様式)により、その旨を通知するものとする。
- (4) 登録された専門家は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに町長に届け出な

ければならない。

- (5) 町長は、登録された専門家が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消すことができる。この場合において、当該登録を取り消したときは、まちづくり専門家登録取消通知書（第14号様式）により、当該専門家に通知するものとする。

ア 守秘義務に反する行為があったとき。

イ 辞退の申出があったとき。

ウ その他専門家として適当でないと認めるとき。

- (6) 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。ただし、登録の日から3年を経過した後、登録取消しの申出がなければ、自動的に登録を更新するものとする。

## 10 （仮称）まちづくり委員会

まちづくり推進制度を総合的かつ円滑に運用するため、（仮称）まちづくり委員会を設置する。

### 11 事務の所管

- (1) まちづくり推進制度の運用に係る一般事務は、都市施設課が所管する。
- (2) 都市施設課は、関係各課と連絡を密にし、本制度の適正な運用に努めるものとする。

### 附 則

この基準は、平成16年9月1日から施行する。